

2026年
4月から

タクシー乗車券が 新しくなります!



母の日のプレゼントや、
冠婚葬祭など様々な場面で
ご利用いただけます

おつりが出ます

※ご利用料金が券面額を下回る場合

利用期限は

最長6ヵ月

このチラシをお持ちになり、タクシー乗車券を1万円以上
ご購入のお客様にはプレゼントをご用意しています! ※なくなり次第終了

利用エリア
どんどん拡大中!



これまで通り長崎市内、時津・長与、
佐世保地区、諫早地区でもご利用
いただけます!

詳しくは当社ホームページをご覧くださいか、
下記の問い合わせ先まで御連絡ください!

問い合わせ先

長崎タクシー共同集金株式会社
TEL: 095-825-4191

〒850-0862 長崎市出島町12番20号

受付時間: 平日 午前9時~午後5時
※土日祝日休み



長崎タクシー共同集金(株)
HPはこちらから!

※旧タクシー乗車券(前払式支払手段)の払い戻し方法については裏面をご覧ください。

タクシー乗車券を
ご利用いただいている皆さまへ



新しい乗車券の発行に伴い、
現在発行されている
タクシー乗車券は
2026年3月末でご利用が
できなくなります。

お手元にある乗車券は
2026年3月31日(火)までにご利用ください!

お客様各位 **タクシー乗車券**
取扱終了及び払戻しのご案内



有効期限付きの新タクシー乗車券への切り替えに伴い**2026年3月31日(火)**をもちまして大変勝手では
ございますが「タクシー乗車券(前払式支払手段)」の取扱いを終了させていただくこととなりました。
つきましては2026年4月1日(水)より、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次のとおり払戻し致し
ますので、払戻しの期間内にお申し出下さい。***当社発行の有効期限のないすべてのタクシー乗車券が対象です。**

払戻しの対象となる前払式支払手段の種類：**長崎タクシー共同集金 タクシー乗車券**

払戻しの申出期間

2026年4月1日(水)～2026年9月30日(水)

※標記期間内にお申し出頂けない場合には、本払戻しから除外されます。

払戻しの申出の方法

窓口へ対象のタクシー乗車券及びご本人確認書類(運転免許証等)
をご持参ください。

「タクシー乗車券 払戻依頼書」に必要事項を記入していただき、
現金にて払戻いたします。

※窓口の受付時間は午前9時～午後5時まで(土日祝日は除く)

くわしくはコチラ



問い合わせ先 及び 払戻し窓口

TEL: 095-825-4191 (平日 9:00～17:00)

〒850-0862 長崎市出島町12番20号 長崎タクシー共同集金株式会社 総務・経理課

タクシー業界は共に働く仲間を募集しています!